

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第9号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和55年3月天理市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第11条を第11条の2とし、第10条の次に次の1条を加える。

（降格）

第11条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下第4項において「法」という。）第28条の2第4項に定める「他の職への降任等」に該当するものを除く。次項において同じ。）には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 前項の規定により職員を降格させる場合において、職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

4 前2項の規定にかかわらず、法第28条の2第4項に定める他の職への降任等により降格させる場合の降格は、次条第1項に規定するところによる。

	「		「	
		26		25
		26		26
		27		26
別表中		27	を	26
				に改める。

28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37

27
27
27
28
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35

37	35
38	36
38	36
39	37
39	37
40	38
40	38
41	39
41	39
42	40
42	40
43	41

」

」

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。